時 分受領

%

消

え る

ボ

ル

~°

(

書

カン

な

11

7

だ

さ

11

本人確認

□他(

通知

□免 □旅 □マ

□住(写有・無)

□無 □ 来庁せず

不受理 □ 有 □ 無

□免□旅□□

□ 住 (写 有・無)

□ 無 □ 来庁せず 不受理 □ 有 □ 無

月

玍.

□ 他(

通知

年

離

婚

月

年

届

日届出

受理

令和

第

書類調査 戸籍記載 記載調査 調査票 附票 住民票 通知 神奈川県大和市 長 殿 (よみかた) **夫** -----妻 ----氏 名 (1) 昭和 平成 昭和 平成 生年月日 西暦 住 所 世帯主 世帯主 住民登録をして いるところ の氏名 の氏名 番地 番 外国人のときは (2)筆頭者 国籍だけを書いてください の氏名 父母及び養父母 夫の父 妻の父 続き柄 続き柄 の氏名 男 父母との続き柄 母 母 養父 養父 右記の養父母以外にも 続き柄 続き柄 養父母がいる場合には その他の欄に書いてくださ 養母 養子 養母 養女 □協議離婚 □和解 年 目成立 月 離婚の種別 □調停 月 日成立 □請求の認諾 年 月 日認諾 □審判 年 月 日確定 □判決 年 月 日確定 □もとの戸籍にもどる 口夫 は 婚姻前の氏に □妻 □新しい戸籍をつくる よみかた もどる者の本籍 番地 番 の氏名 妻が親権 未成年の子の 夫が親権 (5)を行う子 名 を行う子 (6)年 年 月から 月 ま 同居の期間 (7)(同居を始めたとき) (別居したとき) 別居する前の 番地 (8)住 묽 □1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 □2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 □3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から 別居する前の 99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 世帯のおもな (9)□4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満 仕事と の契約の雇用者は5) □5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫婦の職業 (10)との職業 妻の職業 届出人署名 印 印 (※押印は任意) 夫 事件簿番号 住定年月日 年 月 日 妻 年 月 日

記入の注意

補記用紙 有 無

日

号

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

届書は、1通でさしつかえありません。

そのほかに必要なもの 調停離婚のとき → 調停調書の謄本

認諾離婚のとき → 認諾調書の謄本

審判離婚のとき → 審判書の謄本と確定証明書 判決離婚のとき → 判決書の謄本と確定証明書

和解離婚のとき → 和解調書の謄本

		<u>E</u>	人	(協議	養離婚のときだけ必	要です)		
署 名 (※押印は任意)				印				印
生年月日	昭和 平成 西暦	年	月	目	昭和 平成 西暦	年	月	日
住 所	***************************************							
本 籍			番地 番				番地 番	

※ 署名は必ず本人が自署してください。

▲ □には、あてはまるものに図のようにしるしをつけてください。

今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記入しないでください。 (この場合には、 離婚届と同時に「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出する必要があります。)

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場 合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

- 未成年の子がいる場合は、次の□にあてはまるものにしるしをつけてください。
- □ 面会交流について取決めをしている。
- □ まだ決めていない。

面会交流:未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期 的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や ■ 手紙などの方法で交流すること。

養育費:経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等

による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に

(3)

経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

□ 養育費の分担について取決めをしている。

※②法務省 離婚 Q 法務省 離婚

取り決め方法 : (□公正証書 □それ以外)

□ まだ決めていない。

※③法務省作成のパンフレット

※①このチェック欄についての法務省の解説動画 (1)

2



必要な経費、教育費、医療費など。



詳しくは、各市区町村の窓口で配布している法務省で作成した「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。 面会交流や養育費のほか、財産分与や年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことを法務省ホームページ内に掲載しています。日 本司法支援センター(法テラス)では、養育費などについて、相談窓口等の情報を無料提供や無料の法律相談等を利用できる場合もあり ますのでお問い合わせください。 【法テラス・サポートダイヤル】 0570 — 078374 【公式ホームページ】https://www. houterasu. or. jp

連絡先 (夫 ・妻 ・その他) () 自宅・勤務先・携帯・その他()